

国立市緑の基本計画改定方針について

(1) 緑の基本計画とは

都市緑地法第4条に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができるようになる（国土交通省 HP より抜粋）。

(2) 緑の基本計画において取り扱う「緑」の定義

樹林地や草地、水辺地のほか、これらに類似する土地（屋敷林や果樹園、農地等）を「みどり」として取り扱う（都市緑地法運用指針より抜粋）。

(3) 緑の基本計画において取り扱う「緑」の機能

緑の基本計画では、緑に期待される機能に基づき、各自治体において方針を定めている。一般的に緑に期待される機能は次の通り（緑の基本計画ハンドブックより抜粋）。

①人と自然が共生する都市環境の確保

例：生物の生息環境の保全、温暖化対策等

②災害防止、避難場所等、都市の安全確保

例：樹木による延焼の防止、災害時の避難場所、水量調整、洪水の予防

③景観形成機能

例：自然景観の形成、田園景観の形成

④健康・レクリエーション機能

例：運動、遊びの場、休息の場、コミュニティ活動の場

(4) 国立市における緑の基本計画について

国立市における緑の基本計画は 2003 年から 2022 年までの 20 年計画として策定され、「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」がコンセプトとされていたように、生物多様性保全の観点からとくに市民主導で行われた綿密な生物調査や、エコロジカルネットワークの観点を盛り込んだ生物多様性保全の考え方など、策定当時としては非常に先進的な計画だった。

改定にあたっては、既存のコンセプトを踏襲し、これまでの施策の振り返りを行うとともに、SDGs や気候変動対策等、新たなニーズ、最新の知見、社会情勢等を加味し、時代に沿った新しい緑の基本計画を策定する。

(5) 緑の基本計画改定に係る現状の進捗と今後の方針

令和5年度中に生物調査等改定に係る基礎資料の収集を行った。これを基に、令和6年度中の改定を目指す。

①. 令和5年度：緑の基本計画改定に係る基礎資料の収集及び整理

ア. 市内の生物調査実施による基礎資料の作成

- ✓ 業務委託による専門家の生物調査（市内4地点で実施）のほかに、市民参加型の生物調査（セミ、野鳥、タンポポ）を実施【別記①】

→今回実施した各種生物調査結果と、計画策定時に確認された生物種の比較・検証を令和6年度に行う。【別記②】

→また、今回実施の生物調査を活用し、生物多様性地域戦略の策定も含めて、緑の基本計画を改定する。

※生物多様性地域戦略とは：生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性の持続可能な利用等について目標及び施策等を定めるもの（生物多様性地域戦略策定の手引き（環境省自然環境局）抜粋）

イ. 市内の緑環境について市民の関心やニーズについての傾向を分析するため、18歳以上の市民2,000人に対してアンケート調査を実施（現在集計中）。

②. 令和6年度：具体的な緑の基本計画改定（案）の検討と策定

ア. 市内の生物調査実施（春季調査を令和6年度実施予定）

イ. 現行計画の定量的な目標や展開施策の実施状況の取りまとめ【別記③】

ウ. 展開施策の課題や、市民アンケート結果等に基づく具体的施策の検討【別記④】

エ. 市民意見の聴取等に係る市民ワークショップ、パブリックコメントの実施

オ. 生物多様性地域戦略を内包した形で緑の基本計画改定版を作成、公開

表. 令和6年度における緑の基本計画改定版公開までのスケジュール案

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生物調査（春）												
課題整理等												
骨子作成												
ワークショップ												
改定案作成									※パブコメ			
改定案修正												
公開												

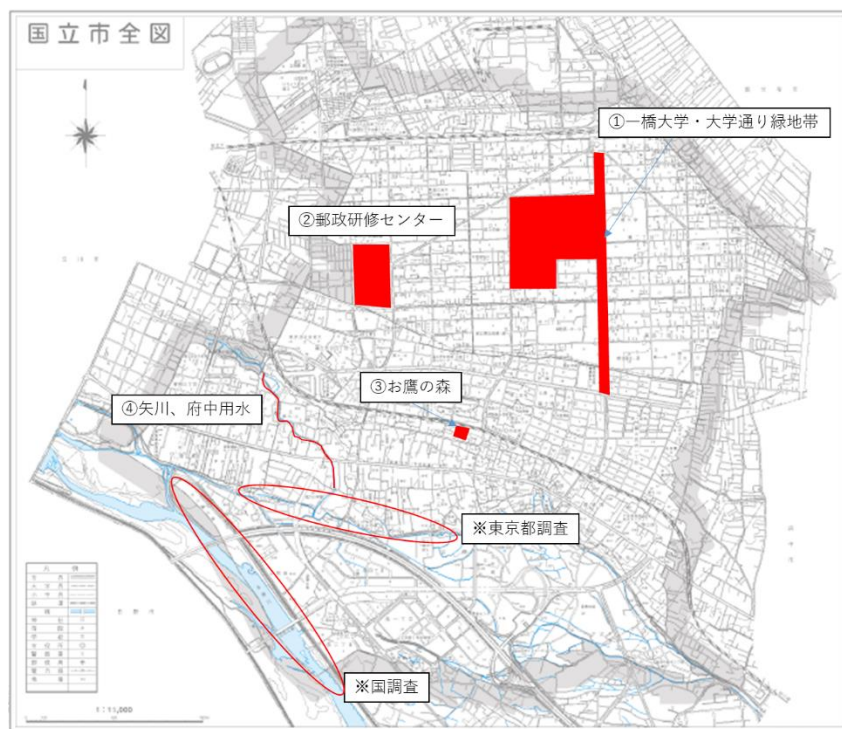
【別記①：専門家による生物調査と市民参加の生物調査の概要】

市内の自然環境の現状を専門業者委託による「生物調査（動植物相調査）」のほか、市民参加による生物調査も実施し、緑の基本計画改定に係る基礎資料の収集及び整理・検証を実施する。

■ 専門業者委託による生物調査（動植物相調査）

- 調査対象地域は現行計画策定時に調査された地域を中心に、森林性、草原性の環境のほか、水生生物の生息環境を含む地域で生物調査を実施した。

調査対象地	調査概要
①一橋大学・大学通り緑地帯	植物相調査、鳥類、昆虫類、哺乳類、爬虫類、両生類
②郵政研修センター	植物相調査、鳥類、昆虫類、哺乳類、爬虫類、両生類
③お鷹の森	植物相調査、鳥類、昆虫類、哺乳類、爬虫類、両生類
④矢川、府中用水	植物相調査、鳥類、昆虫類、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類



図．動植物相調査対象地域

■ 東京都、国実施の生物調査も基礎資料として活用

- 過年度に東京都が青柳崖線で実施した生物調査結果及び国が多摩川で実施した生物調査結果についても、基礎資料として活用する。

■ 市民参加による生物調査の実施

- 緑の基本計画改定に当たり、その基本情報の収集を市民と協働で実施することにより、緑の基本計画の基礎資料の収集だけでなく、市の自然環境への関心を持ってもらうきっかけとする。

表. 市民参加の生物調査

No.	案	概要
1	昆虫調査	子どもの関心をひきやすい、セミの分布調査を夏休みに実施
2	野鳥調査	身近で見られる野鳥の分布調査を、落葉期で野鳥の観察がしやすく、冬鳥の発見も期待できる冬季に実施。
3	植物調査	カントウタンポポとセイヨウタンポポの市内分布調査を実施予定。

【別記②：生物種の比較・検証】

今回実施した各種生物調査の結果と、計画策定時に確認された生物種との比較・検証を行い、以下の方針で取りまとめる。

表. 生物調査結果の取りまとめ方針

No.	活用案	概要
1	レッドデータブックとの照らし合わせ	国、東京都の RD 等と照らし合わせ、希少種の存在について論じ、その保全策等について展開する。
2	外来種の進入度合い	確認された生物のうち、外来種はどの程度か。また、特定外来生物や注意すべき外来生物の防除について展開する。
3	計画策定時の確認種との比較	過去に確認された生物種との比較を行う。
4	生息可能性がある種の整理	生き物リストの中で生息が確認できない生き物について、国立市の自然環境下で生息可能性がある種について整理する。



フクロウ（市民撮影）



オオタカ？（市民撮影）



ドバトを捕獲したオオタカ（メスの若鳥）

図. 市内で確認された野鳥の例

【別記③：現行計画の定量的な目標や展開施策の実施状況の取りまとめ】

現行計画の定量的な目標や展開施策の実施状況等について、取りまとめる。なお、定量的な指標とされていた緑被率については、東京都が撮影した空中写真の提供を受け、これに基づき算出したものである。令和6年度9月に最新版が公開予定とされているため、この空中写真の提供を受け、新たに算出を予定している。

そのほか、展開施策として実施してきた各種取り組みについて振り返りを行い、展開施策の実施状況及び課題等を整理する。

表. 緑の基本計画における目標値

目標	計画策定時の数値		目標値	
都市公園等の整備 目標	23ha	4 m ² /人	52ha	10 m ² /人
緑化の目標 (緑被率)	26%		35%	

表. 現行計画における展開施策の実施状況

大項目	小項目	実施状況	主な成果	課題
(1) 緑の保全・育成の施策	①骨格的な緑の保全	○	崖線の無償賃貸借契約地の増加等	崖線沿いの宅地開発に伴う緑にまつわる苦情の増加、民有地崖線の開発
	②まちなかの緑の保全	△	旧本田家屋敷林の保全、保存樹木の指定本数増加	保存樹林等まとまった緑の保全に関する指定等
	③農地の保全	△	特定生産緑地の指定、生産緑地の追加指定	農地の減少
	④緑の維持管理に向けた支援	○	枝おろしに係る費用の助成	保存樹木等の指定増加
	⑤自然とのふれあいの場の確保	○	市民農園、体験農園の増加、城山公園の一部農業公園化、市内団体等による自然観察会の実施、市民ボランティアによる公園緑化や清掃、維持管理等の実施	関わる市民の増加
(2) 緑の復元・再生の施策	①自然環境の復元	○	ママ下湧水公園の会の活動、UR分譲団地建替え及びあさひ遊園のリニューアルに伴う、地域植生に配慮した樹木の導入	外来生物、園芸種の逸出種の防除
	②環境共生型まちづくりの推進	○	枝葉リサイクル、ミニキューロ、生ゴミたい肥化	利用者の増加
	③伝統的な風景の再生	○	旧本田家屋敷林の保全、「農の営みが残る原風景保全」に係る方針の策定及び推進	民有地内の雑木林の保全
(3) 緑の創出・向上の施策	①公園緑地の整備	○	健康器具の設置、高齢者、しょうがいしゃスポーツ実施に係る公園使用許可、公園でのイベント実施	公園緑地の拡大、機能の拡充、公園施設の長寿命化
	②緑のネットワーク整備	△	生垣助成による民有地緑化支援、街路樹、緑地帯の整備	生物多様性保全に寄与する緑の配置
	③市街地の緑化推進	○	まちづくり条例の推進	地域生態系に配慮した緑の創出
	④民有地緑化に対する支援	○	生垣助成	生垣助成利用者の増加

そのほか、国立市における人口の推移や緑被、土地利用の変化などについて、その変遷を図示しながら取りまとめる。

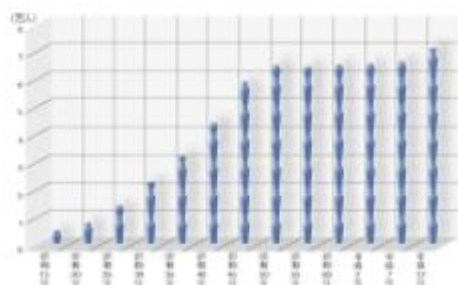


図 2-1 人口の推移

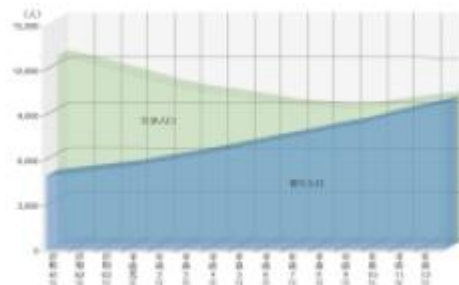


図 2-2 年少及び老年人口の推移

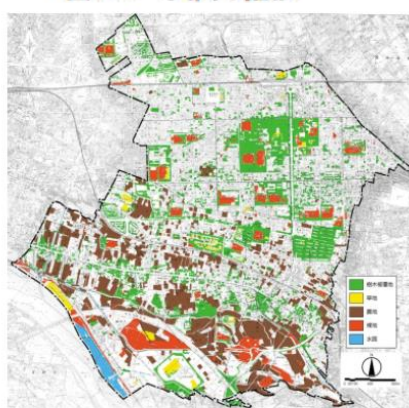


図 2-11 緑被の分布

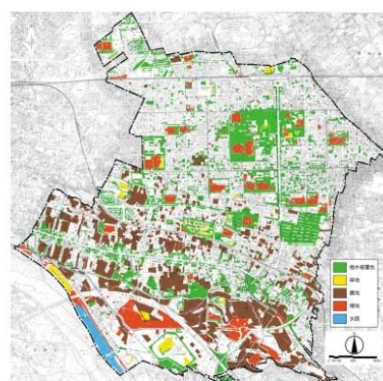


図 2-11 緑被の分布

図. 緑被分布の経年変化（取りまとめイメージ）

【別記④：これまでの展開施策の課題や市民アンケート結果に基づく課題抽出】

緑の基本計画の目標に対する結果の評価に基づき、現在の社会情勢等に合わせた課題抽出を行う。

課題抽出に当たっては、市民の「緑」に関する意識やニーズ等について把握するため、以下について実施する。

市民向けアンケート

本計画の認知度や生物多様性保全を念頭に置いた環境保全についての意向等のほか、緑に関する市民のニーズ等について把握するためのアンケート調査。

※アンケート等に基づく想定される課題

- ・緑の基本計画の認知度は非常に低く、理解度も低い。
- ・「緑」の保全に関する関心は高いが、「質」いわゆる生物多様性保全に関する知識、関心は低い。
- ・このような生物多様性保全について関心の低い市民に、どのようにして関心を持ってもらうか、さらには、生物多様性保全のための行動変容を促すかが課題となる。

(6) 目標の設定

前計画の結果及び市民からの意見聴取に基づく課題抽出結果に基づき、目標を設定する。なお、前計画は20年という長期間の計画であったが、社会情勢等に基づく状況の変化に素早く対応していけるよう、10年計画として策定する。

①定量的な目標の設定

- ・緑被率及び公園面積は引き続き指標として位置づける。
- ・その他、市民の緑に関する意識等に基づく定量的な評価指標を設定する。

②定性的な目標の設定

- ・生物の生息生育環境の保全
- ・公園等レクリエーション活動の場の創出
- ・防災機能、農地水源、景観保全 等

③生物多様性地域戦略策定に係る要素の設定

(7) 目標達成に向けた施策の展開

既存計画の進捗状況等に係る評価や課題、関係法令、関連計画等を踏まえ、緑の機能・役割・ニーズなどを検討した上で、現行の目標、方針の整理を行い、あらゆる世代の関心が持続できる緑の基本方針および施策等の検討を行う。

- ・施策の体系
- ・実施主体の整理
- ・地域別の施策